

【ポスターセッション】

障害平等研修の実際

ーイギリスにおける個人や団体の取り組みを例にー

東大阪大学 三島 亜紀子 (003829)

キーワード：福祉教育・障害者・障害平等研修

1. 研究目的

障害者をはじめ社会的弱者が地域生活を営むための社会環境づくりとして、福祉教育の試みが多様な形でなされてきた。地域住民・生徒・学生などに対する参加型のワークショップなどもそれに含まれる。本研究は、こうした試みの蓄積を踏まえたうえで、障害者の自立生活を支える環境を整えることを視野に障害平等研修（Disability Equality Training 以下 DET と略記）に関する認識を深め障害者のエンパワメントを促進することを目的とする。

DET は障害者と関わる人々が、社会の差別的な慣習の本質を理解し、何をなすべきであるのかを明らかにすることを目的に、主に障害者本人の手によって計画・立案されるものである。講義に加え事例検討やロールプレイ、行動計画作成などで構成され、グループワークを中心にした、いわゆる「参加型」のトレーニングが基本となっている。

本報告は、科学研究費補助金（若手研究(B)：課題番号 20730388）を得て「障害者の自立生活を支える環境整備のための福祉教育：DETによるエンパワメント過程」と題した研究の一部である。ここでは DET の手法を明らかにし、成立背景や思想に関する考察を行い、そして実用的な DET のあり方を追求するべく DET を実施し、そのフィードバックを研究成果に反映させる予定である。

計画全体では、①実践の現場を調査することによって、DET の手法を明らかにすること、②DET の思想的・政治的背景を明らかにすること、③DET を実施するため、実用的な教材やマニュアルを作成することを目標としている。

本報告では、上記の①に該当する報告を行い、③に該当する試みを開示する。

2. 研究の視点および方法

後述するように、障害者差別禁止法などが施行されたことがイギリスにおける DET の存立には欠かせない要素の一つであったと言われている。法の精神を着実かつ効果的に具体的事例に当てはめ問題解決を推し進めるには、DET の存在が大きかったといえる。ひいては DET 関連の蓄積に通じることは、将来の日本においても一助となると考える。

そこで DET を提供している団体や個人に聞き取り調査をし、参考資料や教材の収集を行ないこれらを精査した。

3. 倫理的配慮

本研究は日本社会福祉学会研究倫理指針に則って実施した研究の一部を報告するものである。実例に個人に言及するものではなく、聞き取りに協力していただいた団体には聞き取りの内容を公表することに了承していただいた。

4. 研究結果

キャス・ギャレスピー=セルズやジェーン・キャンベルによると、DET がイギリスで発展した背景には障害者の平等を進めるための政策の推進と非差別法の制定があった（2005年、久野研二訳、『障害者自身が指導する権利・平等と差別を学ぶ研修ガイド—障害平等研修とは何か』明石書店.）。イギリスでは、1995年に障害差別法（Disability Discrimination Act）が成立した。それ以降、企業や機関は訴訟や賠償などのリスクを避けるためにも、従業員等に対して障害者についての理解を周知させることが不可欠となった。こうした背景は、一部の DET がビジネスとして成立してきたこととも関連する。

DET の特徴の一つとして、当事者によって進められることが望ましいと強調する点あげられる。またイギリスの自立生活センターなど当事者団体の一部は、企業や機関を対象とした DET を提供することで事業収入を得ており、障害者自立のための一つの手段と位置づけられている。本研究は、DET を通じて①障害者の自立生活を支える環境整備を行い、②障害者がトレーナーになることによって自活の道を切り拓くなどエンパワメントが二重に促進される可能性があることに注目するものである。

ポスターセッションでは、DET を実践している団体や個人への聞き取り調査の報告や教材などの一部を同時に開示する。また、これらの研究を踏まえ、日本という文化的コンテクストにそぐう教材の開発を行なっているが、その試みの一部も公開したい。